

# 仕様書

令和5年度鳥獣被害防止総合対策事業

誘導捕獲柵わな及び鳥獣感知センサーの調達・納品業務

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1730  
球磨村有害鳥獣被害対策協議会  
(球磨村役場産業振興課内)

令和5年度鳥獣被害防止総合対策事業に係る誘導捕獲柵わな及び鳥獣感知センサーの調達・納品業務についての説明書です。下記事項をご確認のうえ見積してください。

なお、このほかの事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、球磨村財務規則等の規定を準用します。

## 記

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和5年度鳥獣被害防止総合対策事業  
誘導捕獲柵わな及び鳥獣感知センサーの調達・納入業務
- (2) 業務の概要 有害鳥獣被害防止活動にかかる誘導捕獲柵わな及び鳥獣感知センサーを設置するために必要な資材の調達・納品業務
- ・誘導捕獲柵わな
- |      |  |
|------|--|
| 規格   | ・全高2m以上、檻内の面積が90㎡以上であること<br>・網目（本体）100mm×100mm、線形6mm以上<br>・網目（扉）100mm×50mm、線形5mm以上<br>・塗装あり                                  |
| 材質   | ・鉄製（錆止め加工あり）   |
| 捕獲対象 | ・二ホンジカ   |
| その他  | ・組み立て式であること、耐久性・安全性に優れたものであること<br>・実施主体（協議会）保有であることを識別するための記載のあるプレート（プラスチック製）等を作成するなど、保有情報が分かるように対応すること（「球磨村有害鳥獣被害対策協議会」と記載） |
- ・鳥獣感知センサー
- |    |  |
|----|--|
| 規格 | ・誘導捕獲柵わな対応であること<br>・侵入センサーで檻への侵入を検知し、周辺センサーで檻の周辺やゲート付近に動物がいないことを検知し、扉が閉まる仕組みであること<br>・1台の内容物には、本体（バッテリー内蔵）、ソーラー発電、盗難防止用機材を含む |
|----|--|
- (3) 納品場所 球磨村有害鳥獣被害対策協議会が指定する場所
- (4) 業務完了期限 令和6年2月29日（木）

## 2 入札の方法 一般競争入札

### 3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

本業務に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 九州内に本社又は事業所を有しているものであること
- (2) 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない
  - ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
  - イ 地方自治法施行令167条の4第2項各号の規定に該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員並びに暴力団の利益となる活動を行なう者
  - エ 経営状態が著しく不健全である者

### 4 仕様書等に対する質問及び回答

仕様書、入札全般等の質疑については、ファックスでお願いします。

#### (1) 質問期間

令和6年1月10日（水）から令和6年1月15日（月）まで

#### (2) 質問先

球磨村役場産業振興課（球磨村有害鳥獣被害対策協議会事務局）

FAX 0966-32-1100

### 5 入札書の提出等

- (1) 提出日 令和6年1月17日（水）17：00まで
- (2) 提出先 球磨村役場産業振興課（球磨村有害鳥獣被害対策協議会事務局）
- (3) その他
  - ・資材のカタログ等、仕様の詳細が分かる資料を添付すること（耐用年数を記載）
  - ・国等の検査等に協力すること。
  - ・入札書には、別途内訳書（任意様式）を添付すること。
  - ・別記様式第6号「契約に係る指名停止に関する申立書」並びに本事業における過去3年間の施工実績を提出してください。

## 6 開札

(1) 開札は入札後に行ない、結果は文書にて通知します。

## 7 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定通知書を受けた日から5日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に契約を締結してください。契約が締結されていない場合は、その落札は失効するものとして扱います。

(2) 代金は、入札書に記入された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額として扱います。

(3) 契約書に貼付する収入印紙については、落札者の負担として扱います。

## 8 支払方法

精算払は、県より交付金交付後1ヵ月以内に支払いを予定しています。

## 9 設置等の現地指導

管理者より設置方法の現地指導を求められた時やアフターサービス等について、誠意を持って対応してください。

## 10 その他

この説明書に記載のない事項については、別途協議します。

## 11 問合せ先

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730  
球磨村役場産業振興課内  
球磨村有害鳥獣被害対策協議会事務局  
電 話 0966-32-1115  
FAX 0966-32-1100